三朝町告示第３９号

平成２２年第４回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成２２年４月１６日

三朝町長　　吉　田　秀　光

１　期　　日　　平成22年４月26日　午後４時

２　場　　所　　三朝町議会議場

３　付議事件

（１）　専決処分の承認について（平成21年度三朝町一般会計補正予算（第10号））

（２）　専決処分の承認について（平成21年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号））

（３）　専決処分の承認について（平成21年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第２号））

（４）　専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）

（５）　専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

（６）　三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（７）　工事請負契約の締結について

三朝町告示第４０号

平成２２年三朝町告示第３９号（平成２２年第４回三朝町議会臨時会の招集について）の一部を次のように改正する。

平成２２年４月２０日

三朝町長　　吉　田　秀　光

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

改正後	改正前

１及び２　略 ３　付議事件 （１）及び（２）　略 （３）　略 （４）　略 （５）　平成22年度三朝町一般会計補正予算（第１号） （６）及び（７）　略	１及び２　略 ３　付議事件 （１）及び（２）　略 （３）　専決処分の承認について（平成21年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第２号）） （４）　略 （５）　略 （６）及び（７）　略

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞	藤 井 克 孝
吉 田 文 夫	福 田 茂 樹
遠 藤 勝 太 郎	平 井 満 博
松 村 修	横 木 文 雄
知 久 馬 二 三 子	山 田 道 治
杉 原 憲 靖	牧 田 武 文

○応招しなかった議員

な し

第　４　回　三　朝　町　議　会　臨　時　会　会　議　録

平成２２年４月２６日（月曜日）

議事日程

平成２２年４月２６日　午後４時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

・報告第１号　三朝町国民宿舎事業の業務量の増加に伴う必要経費の使用について

・例月出納検査の結果報告について

日程第４　議案第48号　専決処分の承認について（平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号））

日程第５　議案第49号　専決処分の承認について（平成２１年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号））

日程第６　議案第50号　専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）

日程第７　議案第51号　専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第８　議案第52号　平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第53号　三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10　議案第54号　工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

・報告第１号　三朝町国民宿舎事業の業務量の増加に伴う必要経費の使用について

・例月出納検査の結果報告について

日程第４　議案第48号　専決処分の承認について（平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号））

日程第５　議案第49号　専決処分の承認について（平成２１年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号））

日程第６　議案第50号　専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）

日程第７　議案第51号　専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）

日程第８　議案第52号　平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第53号　三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10　議案第54号　工事請負契約の締結について

出席議員（１２名）

1番	清 水 成 眞	2番	藤 井 克 孝
3番	吉 田 文 夫	4番	福 田 茂 樹
5番	遠 藤 勝 太 郎	6番	平 井 満 博
7番	松 村 修	8番	横 木 文 雄
9番	知久馬二三子	１０番	山 田 道 治
１１番	杉 原 憲 靖	１２番	牧 田 武 文

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	遠 藤 英 臣	主幹	山 中 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉　田　秀　光	教育委員会委員長	山　本　邦　彦
副町長	森　脇　光　洋	国民宿舎事業管理者	知　久　馬　孝　紀
会計管理者	松　原　茂　隆	総務課長	朝　倉　聡
財務課長	大　村　哲　也	税務課長	石　井　秀　己
建設水道課長	岩　山　靖　尚	健康福祉課長	前　田　敦　子
町民課長	山　根　智　美	教育長	山　口　博
教育総務課長	布　廣　覚	生涯学習課長	真　嶋　峰　和

午後４時１７分開会

○議長（牧田武文君）　ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２２年第４回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（牧田武文君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１１８条の規定により、１１番、杉原憲靖議員、１番、清水成眞議員を指名いたします。

―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―・―

日程第２　会期の決定

○議長（牧田武文君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

―・―

日程第３　諸般の報告

○議長（牧田武文君）　日程第３、諸般の報告を行います。

報告第１号、三朝町国民宿舎事業の業務量の増加に伴う必要経費の使用について、町長から報告を求めます。吉田町長。

○町長（吉田秀光君）　報告第１号、三朝町国民宿舎事業の業務量の増加に伴う必要経費の使用について申し上げます。

三朝町国民宿舎事業会計につきましては、本年２月の臨時議会で決算を見込んでの補正予算を可決いただいたところでございましたが、その後の売り上げが景気の動向に反して大きく伸びましたことにより業務の量が増加いたしました。このため、これに伴う経費が必要となり、増加した収入に相応する経費の範囲内で使用することとしましたので、地方公営企業法第２４条第３項の規定に基づき報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（牧田武文君）　例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成２２年２月分の報告書が提出されていますので閲覧願います。

―・―

日程第４　議案第４８号　から　日程第１０　議案第５４号

○議長（牧田武文君）　お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第４から日程第１０までの７件の議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第４から日程第１０まで、すなわち議案第４８号から議案第５４号までの７件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田秀光君）　今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要を御説明

申し上げます。

はじめに、議案第４８号から議案第５１号までの４件の議案につきましてはいずれも、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、これを報告して承認を求めたいとするものでございます。

まず、議案第４８号、平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号）についての専決処分でございますが、歳入につきまして、特別地方交付税をはじめとする譲与税・交付金の交付額など年度末において確定したものについて、それぞれ所要の調整を行った結果、財政調整基金からの繰り入れを減額措置し、あわせて、歳出の財政調整基金への積み立てを増額したところでございます。

これらによりまして、既定の予算の総額から、歳入歳出にそれぞれ、１,７９７万５,０００円を増額し、補正後の予算の総額を５０億１,６７０万９,０００円とするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、新たに１件の事業について繰越措置の必要が生じたものと、事業の進捗状況から繰越事業費の変更を行うこととしたものでございます。

議案第４９号、平成２１年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についての専決処分につきましては、既定の１件の繰越事業につきまして、事業の進捗状況から繰越事業費の変更を行うこととしたものでございます。

次に、議案第５０号、三朝町税条例等の一部を改正する専決処分につきましては「地方税法等の一部を改正する法律」が３月３１日に公布されたことに伴い、三朝町税条例につきましても、所要の改正をしたものでございます。

議案第５１号、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分につきましては、被保険者が非自発的な理由により離職された方である場合については、国民健康保険税の税額を軽減するなどの改正を行ったものでございます。

議案第５２号、平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）につきましては、三朝中学校で生徒の相談業務に当たる「心の教育相談員」を新たに特別職の職員で非常勤のものとして位置付け、また、人権推進員の報酬月額を改正することとしましたので、それぞれ所要の改正を行い、今期補正予算におきましては、既定の予算の総額から、歳入歳出をそれぞれ１２万８,０００円減額し、補正後の予算の総額を４３億３,７８７万２,０００円とするものでございます。

議案第５３号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、三朝町人権教育推進員の勤務時間の変更に伴い報酬月額を減額することとあわせて、心の教育相談員の身分などについて、この条例で規定しようとするものでございます。

議案第５４号、工事請負契約の締結につきましては、役場庁舎一階の冷暖房設備の省エネ改修及び役場庁舎二階の空調設備の改修と役場庁舎全部の照明の改修を実施しようとするものでございます。

以上、提案いたしました７件の議案につきまして、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審査のうえ、承認並びに可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田武文君）　続いて、各議案についての細部説明を求めます。議案第48号、専決処分の承認について（平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号））について、大村財務課長。

○財務課長（大村哲也君）　議案第４８号、平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分について御説明申し上げます。

議案書の１ページをごらんいただきたいと思います。今期補正におきましては、そこに掲げておりますように地方譲与税以下、交付金等の交付額が確定いたしまして、それぞれ確定額にあわせて歳入の調整を行うこととしております。その結果、歳入歳出にそれぞれ、１,７９７万５,０００円を加え、歳入歳出をそれぞれ、５０億１,６７０万９,０００円とするものでございます。

歳入の中で特に地方交付税につきましては､特別地方交付税が２億３,０３８万円に確定いたしましたので措置をいたしております。

なお、これら地方交付税等の額の確定により調整をした結果、財源調整としておりました財政調整基金からの繰り入れ２,２６５万７,０００円の取りやめを行った他、あわせて、基金への積み立て１,７９７万５,０００円を増額措置しております。

次に、３ページ、繰越明許費の補正についてでございます。平成２２年度からスタートします、子ども手当のシステム導入業務の委託につきまして、国の制度設計の遅れが生じましたことから繰越事業として追加をしております。

また、変更につきましては、既に御承認をいただいております事業のうち年度内事業費が確定し、一部変更が生じたものについて調整したものでございます。

歳入の明細につきましては、議案書の６ページから８ページまで、それぞれ掲げておりますので、ごらんいただきたいと思います。

歳出につきましては、９ページに掲げております、財源調整のための財政調整基金の増額補正を行ったものでございます。

以上が平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田武文君）　次に、議案第49号､専決処分の承認について（平成２１年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号））について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山靖尚君）　議案第４９号、平成２１年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分について、御説明いたします。

議案書の１ページをごらんください。繰越明許費の補正でございます。天神川流域下水道施設の改築工事等の繰り越しに係る負担金につきましては、一部を平成２２年度に繰り越すことになっております。この改築工事等の繰越額が確定しましたので、繰り越す負担金の額が４３２万１,０００円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田武文君）　次に、議案第50号､専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）について、石井税務課長。

○税務課長（石井秀己君）　議案第50号､三朝町税条例等を一部改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は国において、地方税法の一部を改正する法律施行規則等が３月３１日に交付、４月１日に施行となったことで、三朝町税条例の一部改正についても３月３１日に専決処分、同日交付を行ったものでございます。改正内容につきましては、議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

表紙をはぐっていただきまして、今回の改正点は個人町民税関係で給与所得者並びに公的年金受給者に対して扶養親族の申告制度の創設、非課税口座内の上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例措置、たばこ税の税率引き上げに伴う地方税率の改正でございます。

まず、個人町民税関系でございますが、本年度から始まり２３年度本格実施が予定されております子ども手当の支給により、所得税及び住民税の扶養控除から１５歳以下の年少

扶養者に対する控除が廃止になることから、従来の所得申告では１５歳以下の扶養者の把握ができにくくなります。一方で住民税の非課税限度額の適用につきましては、１５歳以下の扶養者を含めた扶養者数が考慮されますので、この扶養者数の把握のために給与所得者並びに公的年金受給者に対して扶養親族の申告を義務付けるものでございます。なお、この制度は２３年の所得で、住民税は２４年度から対象となりますので、２３年の扶養申告からとなります。

次に、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますが、これは、現在上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率が平成２３年まで１０パーセントの軽減税率が適用されていますが、平成２４年から２０パーセントの本則税率化となることから平成２４年から２６年までの間に非課税口座で取得した上場株式等の譲渡所得について１０年間非課税扱いとするものであります。

１枚はぐっていただきまして、２番のたばこ税の税率改正でございますが、平成２２年１０月１日よりたばこ税の税率引き上げが行われることとなりましたので、町税にかかる部分についての改正を行うものでありまして、旧3級品以外につきましては1,０００本に付き1,３２０円と、旧3級品で1,０００本につき６２６円それぞれ引き上げるものでございます。

以上簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田武文君）　続いて、議案第51号、専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田敦子君）　議案第５１号の専決処分の承認について御説明申し上げます。

この議案は、専決第４号として、平成２２年3月３１日に実施した三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいとするものでございます。この条例改正は「地方税法の一部を改正する法律」が3月３１日に公布されたことに伴いまして、三朝町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正をしたものでございます。

改正内容としてはまず、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職された方である場合については、その方の国民健康保険税の税額が平成２２年4月１日から軽減されるようにしたものです。国保税の税額は、前年の所得などによって算定されますが、この制度の対象者の場合は、前年の給与所得を１００分の３０とみなして、軽減が行われるもので

す。

次に、課税限度額の引き上げを行いました。具体的には、国保税の基礎課税額いわゆる医療保険部分の課税限度額を現行の４７万円から３万円引き上げ、５０万円にしました。また、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の１２万円から１万円引き上げ、１３万円にいたしました。

以上が、三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の概要でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（牧田武文君）　次に、議案第52号、平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村哲也君）　議案第52号、平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

議案書の１ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの提案説明にもありましたように、心の教育相談員を新たに三朝町特別職の職員で非常勤のものとして位置付けること並びに人権推進員の報酬月額の改定を行うこととしています。これにより、既定の心の教育相談員の報償費を報酬に支出科目の更正を行っております。

また、人権推進員の報酬月額の変更がありましたので所要の額の減額を行っております。これにより生じます額１２万8,０００円を財政調整基金の繰入金を減額し、調整を行っているところでございます。

以上によりまして、歳入歳出からそれぞれ１２万8,０００円を減額し、歳入歳出をそれぞれ４３億3,７８７万2,０００円とするものでございます。

以上が平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田武文君）　次に、議案第53号　三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、真嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（真嶋峰和君）　議案第５３号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

既定の人権教育推進業務と中学校の心の教室相談員の業務の勤務時間を人権教育推進員週１８時間、心の教室相談員週１２時間と定め業務を実施しているところでございますが、それに伴いまして、人権教育推進員の週３０時間の勤務に対する月額報酬１６万円を勤務時間

にあわせて月額９万６,０００円に改めるものでございます。あわせて、心の教室相談員につきましては、身分及び月額報酬を定めるものでございます。なお、この条例の施行日は公布の日といたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（牧田武文君）　続いて、議案第54号 工事請負契約の締結について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山靖尚君）　議案第５４号、工事請負契約の締結についての議決につきまして御説明いたします。

説明資料の最後のページをごらんください。次のとおり工事請負契約を締結することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定により本議会の議決を求めます。工事名は三朝町役場庁舎省エネ改修工事、工事場所、東伯郡三朝町大字大瀬、契約の相手方、鳥取県倉吉市広栄町９３１番地２、株式会社空研、代表取締役津村誠一、請負契約額５,７２２万５,０００円、工事完成期限、平成２２年8月３１日、契約締結の方法、指名競争入札、以上でございます。議案説明資料に記載しておりますとおり、役場本庁舎一、二階の空調設備と電灯設備を省エネ整備を行い節電をするものでございます。なお、議案説明資料に図面をつけておりますのでごらんいただきますようお願いいします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田武文君）　これより質疑にはいります。質疑は議事の進行上１件ごとに議案の順をおってすることといたします。

議案第48号、専決処分の承認について（平成２１年度三朝町一般会計補正予算（第１０号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（牧田武文君）　議案第４９号､専決処分の承認について（平成２１年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第３号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（牧田武文君）　議案第50号､専決処分の承認について（三朝町税条例等の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（牧田武文君）　議案第51号､専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（牧田武文君）　議案第52号、平成２２年度三朝町一般会計補正予算（第１号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧田武文君）　議案第53号、三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

横木議員。

○議員（８番　横木文雄議員）　この条例の附則には、交付の日から施行するということで経過措置がうたってありません。４月の支給についてはどのように措置されるのですか。

○議長（牧田武文君）　真嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（真嶋峰和君）　４月の支給につきましては、任命の日からということで４月７日日割り計算で払うように計算しております。

○議長（牧田武文君）　よろしいでしょうか。横木議員。

○議員（８番　横木文雄議員）　本来でしたら附則に経過措置をうたうべきだと思います。その点について、答弁いりませんけど、附則の中で日数等に影響する場合については経過措置をうたうべきだと思います。

○議長（牧田武文君）　答弁はいいですね。他に。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧田武文君）　議案第54号、工事請負契約の締結について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君）　御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成２２年第４回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午後４時４６分閉会